

所有者不明土地・建物管理制度

隣の空き地は 誰の土地？

2024

No.

79

今こそ、国民が納得する政治を

違法な広告是谁のせい？

～プラットフォームの責任～

続・九条俳句

不掲載事件について

本誌を
持参で

初回法律相談料
(30分)

無料

当日ご提示の方のみ
とさせていただきます

日陰で
行列になってほしい
シンポジウム

埼玉弁護士会会長就任のご挨拶

入所のご挨拶





隣の空き地は

誰の土地?

所有者不明土地・

建物管理制度

弁護士 松苗 弘幸

所有者不明土地って何?

昨今、「空き地・空き家問題」といったキーワードを耳にすることも多いか
と思います。

自分の土地を売ろうと思ったら、きちんと隣の土地との境界を確定してくださいと言われることがあります。しかし、境界を確定するためには、隣の土地の所有者の立ち会いのもと境界を確認しなければなりません。そこで、隣の土地の所有者を調べる必要があります。

もちろん、隣の土地には家が建っていて、住んでいる人がいるというのであれば問題ありません。しかし、空き地の場合表札はありません。売り地として看板が立っていれば分かるかもしれませんが。何も手がかりがない場合にどうしたらいいでしょうか。

土地が誰のものなのか調べるのは簡単です。土地の所有者は不動産登記簿

で管理されていますので、誰でも閲覧をしたり、登記事項証明書の写しを取得したりすることができます。

通常ですと、法務局でその土地の登記簿を調査すれば誰のものが分かります。

しかし、登記簿を調査してみても誰の土地だか分からないということがあります。これが「所有者不明土地」と言われる土地です。「所有者不明土地」というのは、「不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地」、又は「所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地」と定義されています。

その原因としては、名義人が亡くなった後、誰も相続手続をすることなく亡くなった方の名義のまま放置されていて、その後の相続人を特定することが困難となっている場合や、相続人が不存（家族がいらない）で放置されている場合が多いのですが、登記簿を調べても、そもそも名義人が亡くなってい

るかさえもよく分からないという場合もあります。

私が実際に担当してきた事件でも、かつてAさんが所有者であったことまでは分かるのですが、Aさんが今はどこに住んでいるのか、ご健在であるかも分からないということがありました。

とても古い登記情報のまま放置されていると、所有者の表記に「住所の記載がない」、「名字のみ」、「〇〇ほか〇名」、「大字〇〇」、「△△集落」というようにきちんと表記がないために現在の所有者が分からないという場合もあります。

平成29年の国交省の調査では、日本全体の22%（約410ヘクタール）が所有者不明土地とされており、これは九州全体に相当する広さになります。そして、2040年には約720万ヘクタール（北海道相当の広さ）まで増加するとも予測されています。

そのため、「所有者不明土地」を少しでも減らし、今後は増えないよう検



討がなされ、2021年（令和3年）4月に民法等の改正が公布され、相続登記の義務化（2024年4月1日施行）、相続土地国庫帰属法（2023年4月27日施行）、その他、遺産分割、共有や相続関係の見直しなどもされています。

隣の土地の所有者が 分からない！

調べても誰の土地だか分からないと、境界の確定をすることもできません。

このような場合、相続財産清算人、不在者財産管理人といった制度がありました。必ずしも使い勝手がいいものではなく、その分、費用も高額になることが多くありました。

そこで令和5年4月からより使い勝手の良い制度を目指して、「所有者不明土地・建物管理制度」が創設されました。

所有者が誰だか分からないのであれば、その所有者の代わりに境界の確認などの管理をしてくれる人を裁判所が選任してくれるという制度です。

所有者不明土地管理人は裁判所の許可を得て土地の売却をすることもできますので、隣の土地の所有者が分からないが売って欲しいという場合にも使える制度です。

また、誰も管理していないため隣の

土地に樹木が生い茂っていて困っているという場合にも使えますし、空き地（土地）だけではなく、空き家（建物）も同様に管理人を選任してもらうことができます。

裁判所の制度ですから、時間や費用はかかりますが、これまでの制度に比べれば使い勝手は良くなり、この制度を活用することで所有者不明土地・建物による問題が解消され、新たに活用されていくことが期待されています。

亡くなった親の遺産に 山奥の土地が…

名義人の方が亡くなっているのに、そのまま放置している不動産はありますか。その不動産もいずれ「所有者不明土地・建物」となってしまう可能性があります。

そこで、令和6年4月から相続登記の義務化が定められました。

相続等で不動産を取得した相続人は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつその所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をする義務があります。また、遺産分割協議が成立した場合、遺産分割成立日から3年以内に遺産分割の内容を踏まえた登記の申請をする義務があります。

遺産分割で採ってしまい3年以内に

話し合いがまとまらない場合でも、3年以内に相続が開始したことなどを申し出ることが必要になります。

ただ、不動産には、相続人の誰もが欲しがらる価値のある不動産だけでなく、山林や誰も耕作しなくなった田畑などその所在や環境によっては誰もがいらないという不動産もあります。しかし、価値のない不動産であっても、きちんと相続登記をして相続人の誰かが承継する必要があります。

そして、相続によって取得した土地は知らないけれど、どうしても買ってくれる人が見つからなかった場合には、国に帰属させることで手放すことができる制度もできました。しかし、国に引き取ってもらうためには、様々な条件や一定額（10年分の土地管理費相当額の負担金）を国に納める必要があるため、簡単ではないという問題もあります。

これからは、相続をきっかけとして所有者不明土地・建物を生み出してしまいうことがないようにしなければいけません。誰も欲しがらないからと放置せず、きちんと相続人同士で話し合うことが大切です。

所有者不明土地・建物というのは、決して珍しいものではなく、意外と身近な問題です。相続の問題や所有者不明土地等の問題がありましたら、まずはお近くの専門家にご相談ください。

ツトムくんといずみちゃんのー♥憲法

今こそ、国民が納得する政治を

弁護士 青木 努

いずみ…6月19日、政治資金規正法の改正案が可決されたけど、これで「裏金」問題は解決されるのかな？

ツトム…「検討」項目が列挙されているばかりで「抜け穴だらけ」のザル法のままだから、今後も「裏金」問題は生まれるだろうね。

い…何でそうなるの？

ツ…一番問題なのは、お金が何に使われたのかということが分からないままということなんじゃないかなあ。

政党から党幹部らに渡され、使われる道の公開義務がなかった「政策活動費」、これについては領収書を公開することになったけど、なんと公開するのは10年後、しかも、どこまで公開しなければならぬか決められていないので、宛先や、目的が黒塗りされていたら、何に使われたのか全く分からないままだし、そもそも10年後に公開されても、その議員は在職しているかどうか分からないし、時効の関係から刑事罰も加えることができないし課税することもで

きないという議員にとっては痛くもかゆくもない改革なんだ。

国民は、毎年領収書を付けて確定申告しなければならぬというのに、まったく国民を馬鹿にしているというか、特権意識に満ちあふれた名ばかり改革というしかないね。

い…でも、岸田首相は、4月にアメリカに国賓として招かれ、議会でも演説して拍手喝采されているから、外交的には成果を上げているんじゃないの？

ツ…アメリカのご機嫌取りは上手いからね。アメリカも岸田首相に「ご褒美」をあげたんじゃないの。

い…どうしてなの？

ツ…すでに安保関連三文書の改悪によって、日本が攻撃を具体的に受けていなくても、敵のミサイル基地やその他重要拠点すなわち他国を攻撃できるよつになったのは知っているよね。今回は、それだけでなく、自衛隊の組織を変更して、新たに統合作戦司令部を創設することにしたんだ。

い…何が問題なの？

ツ…この統合作戦司令部の創設によって、自衛隊が事実上アメリカ軍の指揮下に入るんじゃないかといわれている。

岸田首相は、衆議院予算委員会で「自衛隊のすべての活動は、主権国家たる我が国の主権的判断の下」にあつて、「自衛隊とアメリカ軍はそれぞれ独立した指揮系統に従つて行動する。」と答弁しているけれども、自衛隊とアメリカ軍とは、情報収集や偵察等の能力で格段の違いがあるし、アメリカ軍は実戦経験も豊富だから、共同作戦を行えば、その主導権はアメリカ軍が握り、自衛隊は事実上その指揮下で行動せざるを得ないことは明らかなんだ。

ちなみに、自衛隊の統合作戦司令官には「四つ星」のいわゆる「大将」が就くことになっている。一方、現在の在日米軍の司令官は「三つ星」の「中将」だから、階級的に格下になる。軍の世界においては階級が絶対だから、このままではアメリカ軍が自衛隊の下になつてしまつてから、アメリカでも在日米軍の司令官を「四つ星」の大將に格上げするか、もともと「四つ星」が司令官に就いているインド太平洋軍司令官が、自衛隊の統合作戦司令官のカウンターパート（対応する立場に

なる人物にするか検討されているんだ。

い…なるほど。自衛隊を差し出すことのご褒美ということね。

ツ…それだけではなく、今後、防衛費の大増額という大盤振る舞いがあり、その多くがアメリカ製品の購入費用に充てられることも「ご褒美」の根拠の一つだね。

でも、その結果、自衛官の処遇についてはあまり変化はないことから、どんどん危険性が増す自衛官の人氣はなくなり、自衛隊の定員割れは是正されず、予算が増えても、それを使う人は増えないから自衛官募集の方法も強化される懸念もあるんだ。

い…今でも自衛隊による住基情報の収集が問題になっているもんね。

お金の使い方だけでなく、個人情報収集やその利用等、私たちの権利が侵害されていないか、これまで以上に注意していく必要があるね。

ツ…現在は、すぐに未来にもなり過去にもなる。私たちは、常に歴史から学び反省しなければならないんじゃないかなあ。アメリカと戦争する意図はなかったけど、その準備だけはしなければならぬとして軍備を拡張した1930年代。政治腐敗を一掃するために始めた政治改革が選挙制度改革に矮小化された1990年代。結局、その後どうなったか。今、これらの歴史を見直し、反省し、現在に活かしていきたいと思うね。

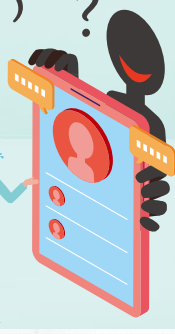


ツトムくん

いずみちゃん



違法な広告は誰のせい？ プラットフォームの責任



弁護士 長田 淳

有名人の写真や動画が詐欺業者に
に広告として利用されているという
ことが話題になっています。ZOZO

TOWN創業者の前澤友作氏や堀
江貴文氏が規制を求めて、政治家に
意見を出したり、前明石市長の泉房
穂氏が、プラットフォーム業者のGo
ogleに対して広告を削除するよ
う繰り返し要望したりしていること
が、ニュース等で報道されています。

日ごろ、スマートフォン等を使っ
ていると、頼んでもいないのに繰り返し
同じような広告を目にすることもあ
ります。これは、ターゲット広告といっ
て、Google等を通じた閲覧履
歴や、登録している性別や年齢、居住
地などをとくに、その人にあつた広告
が表示される仕組みになっています。
XやYouTube、LINE等にも
同様の広告機能がついています。

しかし、これらで実際に表示され
ている広告は、その広告の表示自体
が、景品表示法などの広告規制の法
律に正面から違反していたり、その
広告をクリックした後に遷移してい
くサイトでは、より悪質且つ違法な

詐欺的な勧誘がなされたりして、被
害を拡大させています。

この状況は、すでに何年も続いている
にもかかわらず一向に改善しないば
かりか悪化しています。

プラットフォームの大手は多く
が海外法人です。大手業者ですら税
金を免れる目的なのか、会社法で要
求されている「日本に営業所を置き、
登記する」という要請を守っていない
事業者も多いのです。事業者が、違法
な広告を排除する有効策を自主的
に行わず、悪質事業者の広告を垂れ
流している結果、詐欺的な広告によっ
て詐欺被害が多発しています。

弁護士会等でもプラットフォーム
マーに対する規制の必要性は繰り返し
訴えてきたにもかかわらず、国は
正面からの規制を怠り、プラット
フォーマーの自主的な規制に委ねて
きた結果が今の惨状です。私は、日本
の国や消費者が海外プラットフォーム
マーになめられているのだと思いま
す。プラットフォームに対する責任
追及を真剣に考える時期に来ていま
す。声をあげていきましょう。

続・九条俳句 不掲載事件について

弁護士 久保田和志

本年6月29日、埼玉大学で開催さ
れた九条俳句集会に参加しました。

表現の自由や学習の自由が脅か
されている各地の事例が報告され、
社会教育法の改正が俎上にのり2
027年には法改正が実施される
可能性への言及もありました。弁護
団としても、訴訟後も戦い続けよう
と想いを新たにしました。

この集会で私は弁護団の事務局長
として、6年前に確定した訴訟の成
果と課題を報告してきました。

訴訟では『大人の学習権』が憲法上
の人權として認められ、公正中立とい
うワードが学習活動に介入する制約
根拠となりえないこと等を報告しま
した。ただ、大人の学習権にせよ、表
現の自由にせよ、『公民館だより』で俳
句を発表することまでの保障根拠に
はならないとした点が課題と強調し
ました。他方で、表現の自由保障の前
提として、施設等の『利用権』があるこ
とが指摘され、公民館だよりの『利用
権』のない市民の表現の自由や学習
権は侵害されていないと判断されて
います。表現の場・学習の場を持たな

い市民だからこそ、集会場や広場、公
民館等での表現も、バブリックフォーラ
ムとして人権保障がなされるべきで
あり、市民に開かれた場所での表現が
問題となつているときに、『利用権』と
いう概念を持ち出すのは民主主義や
人権保障にとつて大問題です。

上記市民集会の第二部では当事務
所の石川智士弁護士がコーディネー
ターを務め、全国でこれらの問題に取
り組んでいるパネラー（神田香織さ
ん、溝口一郎さん、米谷義盛さん、武内
暁さん）とともに後援拒否等表現活
動にまつわる問題点や課題を議論し
たり、社会教育学会の顧問弁護士に
就任したりするなど、引き続き活動
を行つております。当事務所として
も、今後の社会教育法の改正が悪い
方向にいかないように注視していくつ
もりです。九条俳句国家賠償請求弁
護団事件という裁判自体は終わって
おりますが、表現活動や学習活動の
不当な制約に法律改正問題があるこ
とを踏まえ、みなさまにも是非ご関
心をもつていただき、今後、共に活動
できると嬉しく思います。



日陰で

行列になってほしい

シンポジウム

弁護士 石川智士

今年も暑く長い夏が続いています。みなさま体調はいかがでしょう。

近年、あまりにも日常茶飯で麻痺するくらい熱中症事故のニュースが出ます。スポーツを楽しむ方々にとっては、プレイヤーにも監督運営する側にも深刻な問題です。

熱中症の危険度を判断する基準として、「暑さ指数(WBGT)」があります。気温だけでなく、湿度や日射・輻射など周辺の熱環境を取り入れた指標です。単位は気温と同じ℃を用います。

日本スポーツ協会が今夏に開く全国スポーツ少年団軟式野球交流大会では、熱中症対策として、「暑さ指数(WBGT)」をイーニングごとに計測し、基準の31℃以上になった場合は直ちに試合を打ち切る方針としたそうです。

スポーツ庁も関係機関に次のように呼びかけています。『スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック』(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考と

して、熱中症事故防止のための適切な措置を講ずることが極めて重要です。特に、(1)活動の場所や種類にかかわらず、暑さ指数(WBGT…湿球黒球温度)に基づいて活動中止を判断すること、(2)それほど高くない気温の時期から、暑熱順化(体を暑さに徐々に慣らしていくこと)を行うこと、(3)スポーツ等の活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分・塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと、(4)熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分の補給、体温の冷却、病院への搬送等を行うこと等が必要です。』

熱中症への対応が遅れると重篤化するリスクもあり、場合によっては指導者や管理者の責任問題にもなります。平成19年5月下旬、兵庫県の高立高校で、テニス部に所属していた高校2年生の女子生徒が部活動の練習中に熱中症で突然倒れて心停止となり、低酸素脳症を発症して重度の意識障

WBGT

31℃以上 危険
(気温35℃以上)

28~31℃ 厳重警戒
(気温31~35℃)

25~28℃ 警戒
(気温28~31℃)

21~25℃ 注意
(気温24~28℃)

21℃未満 安全
(気温24℃未満)

害が残りました。練習時、テニスコート内は30℃前後、地表面はさらに10℃前後高温で、湿度も平均66%前後でした。裁判所は、顧問の教諭が練習メニューを組んで生徒が練習していた場合、教諭には「各部員の健康状態に支障を来す具体的な危険性が生じないように指導しなければならぬ義務がある」としました。そして、この件でも教諭に義務違反があったとし、高校を設置する兵庫県に2億円超の損害賠償を命じました(大阪高等裁判所平成27年1月22日判決)。

この件は、色々な事情が重なっていたようです。①日差しが強くなりやすい時間帯に3時間程度の練習を行い、練習メニューの負荷の程度も相当に重いものであった。②練習当日は定期試験の最終日で部員が試験勉強のため十分な睡眠をとることができていない可能性を認識できた。③キャプテンに就任したばかりの被害生徒が部員らに指示しながら練習をした初めての日で、被害生徒の真面目な性格からし

ても顧問の指示に忠実に従い、無理しなくても率先して練習メニューをこなそうとすることは想定できた。その一方で、④水分補給に関する指導もせず、水分補給のための十分な休憩時間も設定していなかった。といったものです。

指導者にはリスクがつきもので、適切な保険への加入等は必須です。それ以前に、指導現場で悲惨な事故を起こさないよう正確な知識を入手し対策を練って実施し、万が一の場合には迅速な対応をすることが求められます。

一方子どもたちプレイヤーのスポーツを楽しむ権利がないがしろにされてもいけません。現場ではこれらの調整に悩みが尽きないと思います。

私が所属する埼玉弁護士会スポーツ法部会の有志は、医師、理学療法士、学校教諭、NPO、弁護士等で連携し、学校スポーツ事故を防ぐ活動に取り組んでいます。令和6年10月27日午後、埼玉大学にてシンポジウム「これで防げる！学校体育・スポーツ事故から熱中症から子どもを守る」を開催します(オンライン併用)。現場の方々と悩みを共有し分かりやすい指標をご提供できるよう努めます。是非ご注目ください。

埼玉弁護士会 会長就任のご挨拶

弁護士 大塚信雄

この度、私は、2024年度埼玉弁護士会会長に就任致しました。

埼玉弁護士会は、明治26年に浦和弁護士会として設立され、昭和24年に埼玉弁護士会と改称した歴史と伝統ある弁護士会です。会員数も現在981名となり、1000名に迫る勢いの全国でも有数の弁護士会です。私は会長として弁護士会の舵取りを任せられ、重責に身の引き締まる思いです。

振り返れば、私が弁護士登録したのは平成8年度ですから、登録以来既に29年間の長きにわたり、弁護士業務をしていたことになります。

月日が経つのは本当に早いものです。あつという間でした。この29年間、良いことも悪いことも、うまく解決した事件も思い通りに解決できなかった事件も、依頼者と共に喜んだ事件も悲しんだ事件も、様々な出来事が浮かんできます。私が取り扱った事件は様々ありますが、この29年間、私の弁護士としてのスタンスは変わらなかったと思います。それは、依頼者のために、依頼者の喜びと共にを



信条とすることです。

今年1年間は、会長としての会務に追われることになります。私の会長としての基本方針は、司法に対するアクセス障害の解消です。

弁護士はとかく敷居が高いと言われますが、そのようなことはありませぬ。弁護士が社会生活上の医師として、市民の皆様と社会のニーズに答えられるよう司法へのアクセスを整備することが重要と考えています。

私自身も社会生活上の医師として、初心を忘れることなく、驕れることなく、弁護士としての矜持を持って真摯に事件と会務に向き合いたいと考えております。

皆様におかれましては、温かい目で見えて頂き、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

入所のご挨拶

弁護士 上原瑞樹

このたび埼玉中央法律事務所に入所致しました上原瑞樹と申します。弁護士登録は2022年に行っており、約2年間都内の法律事務所にて企業法務を中心に執務をしておりました。出身も育ちも埼玉県川口市ですので、晴れて地元に戻ってきたこととなります。今後は地元のため尽力する所存です。

さて、昨今、私たちは社会生活の中で様々な権力(他人を従わせる力)のことに直面しています。このような社会においては、法律を知らなければ大損することが多いです。「権力」といったら国家や巨大企業などを思い浮かべる方も多いと思いますが、権力者とはこれに限られませんが、例えば、勤務先の会社であるとか身近な存在も権力なのです。

「勤務先で著作物を制作・発明したにもかかわらず、その権利を全て会社に取られてしまい対価も得られない」「残業代を支払ってくれないなど、身近な場所でトラブルに見舞われることもあります。こういった場合、勤務先との関係から、泣き寝入りしてしまうことも多いでしょう。しかし、本来、前者であれば職務発



明(著作)として対価の請求ができませんし、後者であれば残業代の請求をすることができ、勤務先企業は法律上これらの請求を拒否することはできません。いわば、勤務先という「権力」は、法律という別の「権力」に従わざるを得ないのです。

特に日本では、知財分野において、著作権者や発明者は軽んじられてきました。自分が生み出した著作物や発明を第三者に奪われたり、盗用されたり、盗用されなかったとしても意に沿わない改変がされたりすることが横行しています。そして、著作権者や発明者は、企業等に比して、資力に乏しいことが多いので、交渉においては弱い立場に置かれてしまい、「権力」に唯々諸々と従わざるを得ない状況が散見されています。

私は、このような弱い立場に置かれた人々のために、弁護士として必要な見識・良識を研鑽していく所存ですので、みなさまのご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



ナンバノ ホンダナ

弁護士 難波幸一の
今気になるこの一冊

イランの地下社会

若宮總（角川新書）

本著者もイラン在住の日本人である。「地下社会」という題名から「マフィアの話か」と思われる方もいるかもしれないが、アングラの部分を含めイラン人の市民生活や意識、現在の状況を多面的に描いている。SAICHU 64号で、「個人主義」大國イラン 岩崎葉子 平凡社新書を紹介し、イラン人が意外に世俗的で自由人だということとはわかっていたつもりだったが、改めてそれを感じた。

著者によれば、多くのイラン市民は抑圧的なイスラム体制にはうんざりしている。旧王政には問題が多かったがこんな体制を望んだわけではない、というのが平均的の市民感覚であり、最近ではその反動でイスラム離れ、イラン民族主義・文化の復興が起きている。スカーフ着用に着用を免したデモ

は鎮圧されたが、以後はチャドルやスカーフは着用しないのが普通で、逆に全身を覆う黒いチャドル着用の女性などは体制側への密告者ではないかと疑われてしまう。

西側諸国による制裁の影響もあって経済的には苦しい。イスラム革命前にはスカーフも着けず酒も自由に飲めた。現在もヤミ酒は多くさらに薬物依存の蔓延も日本の比ではなさそうである。携帯端末の普及で居ながらにして世界の情報を得ることができようになった。政府は「アメリカに死を！」などと叫んでいるが、米英に対しては愛憎半ばという感じであるものの、多くの市民はアメリカ文化が好きである。市民の気持ちには現在のイランの置かれている一種の閉塞状況が反映している。

政権が崩壊したから問題が解決するものではなく、その後どうすべきかが問題なのはイランに限ったことではない。著者に言わせれば、イラン人は皆自分が独裁者になりたい人々、だそうである。問題があることはわかっていても解決の方向やそのための具体策についてコンセンサスがあるわけではないのは日本も同じなのかもしれない。



J R大宮駅東口 徒歩5分

埼玉中央法律事務所

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目28番地
あじせんビル4階（受付）



（埼玉弁護士会所属）

難波 幸一	青木 努	大塚 信雄	長田 淳
松苗 弘幸	久保田和志	豎 十萌子	宮西 陽子
増田 悠作	石川 智士	近藤 里沙	小内 克浩
丹野 駿吾	鍋島 知明	上原 瑞樹	

法律相談のご予約は

048-645-2026 9:00～18:00
月～金

NPO法人

子どもセンター・ピッピへ ご支援のお願い。



NPO法人子どもセンター・ピッピは、居場所をなくした子どもたちを対象とした相談・支援活動事業、虐待その他の理由により行き場のない子どものためのシェルターの準備・設置 運営事業等を行い、これらの事業を通じて、子どもの権利を擁護し、子どもの福祉と健全育成に寄与することを目的としています。

子どもセンター・ピッピは、皆様からのご寄付、会員の年会費、公的援助で運営していますが、公的援助のみでは全てをまかなうことができないのが現状です。

会員登録や寄付等、居場所を失った子どもたちへのみなさまのご支援とご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

詳しくは
ホームページを
ご覧ください。



会費および寄付の振込先①

金融機関 ゆうちょ銀行
店 名 〇二九（ゼロニキュウ）
店 番 029
預金種目 当座預金
口座番号 0090276
口座名称 子どもセンター・ピッピ
カ ナ コドモセンター・ピッピ

会費及び寄付の振込先②

金融機関 埼玉りそな銀行
店 名 県庁支店
預金種目 普通預金
口座番号 4717278
口座名称 (特非) 子どもセンター・ピッピ
カ ナ トクヒ) コドモセンター・ピッピ